平成２９年（フ）第９号
群馬県沼田市久屋原町212番地15　タウンハイツ久屋原　Ｂ－105号
破産者　鈴木　浩之
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２９年（フ）第６号
長野県小諸市大字大久保2426番地977　草笛ランドＡ173　山田美彩貴方
破産者　細萱　幹夫
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第７号
長野県小諸市大字大久保2426番地977　草笛ランドＡ173　山田美彩貴方
破産者　細萱　和子
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第１６２１号
愛知県知多郡東浦町大字森岡字濁池22番地の36
破産者　杉浦　健司
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０６３号
名古屋市守山区白山２丁目508番地　パークサイドヴィラ白山１－Ａ号
破産者　鬼頭　　猛
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３４９号
兵庫県神戸市北区花山東町２番22－405号、従前の住所兵庫県三田市三輪４丁目17番５号
破産者　仲内　武雄
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４０号
神戸市西区王塚台５丁目19番地　カーサ王塚台506号
破産者　安藤　悦生
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第６４号
兵庫県明石市魚住町住吉２丁目25番18号　グリーンベルⅡＡ棟201号
破産者　岩城伊津子
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第８６号
兵庫県明石市藤江768番地の７
破産者　澤田恵美子
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第３４５号
奈良県天理市丹波市町15番地
破産者　吉川　佳伸
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第３３１号
宮崎県西臼杵郡高千穂町大字下野2029番地、開始決定時の住所広島市南区宇品御幸１丁目９番３－610号　Ｂ
破産者　伊東百合子
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２８号
愛媛県宇和島市吉田町立間尻甲448番地
破産者　富田　良信
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２９年（フ）第３０号
愛媛県宇和島市光満甲193番地
破産者　河野　栄一
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２９年（フ）第１号
大分県竹田市大字玉来1220番地８
破産者　永平　勝範
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所竹田支部

平成２９年（フ）第４５号
沖縄県うるま市石川１丁目41番９号　グランドコートティーダ202号
破産者　今村　武夫
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第９９号
青森市大字新城字山田666番地209
破産者　上田沙恵子
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５０号
青森県十和田市大字洞内字家ノ下57番地
破産者　山田　信之
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２８年（フ）第４３号
福島県南相馬市原町区牛来字出口144－１　オーケービレッジＣ108－Ｌ
破産者　阿部　　学
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２８年（フ）第４４号
宮城県東松島市矢本字南浦61番地２　奥田住宅３号、前住所宮城県東松島市根古字朴木沢６番地４
破産者　佐々木憲一
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係